

群馬県最低制限価格制度実施要領(建設工事関連業務) (改正後)

(目的)

第1条 この要領は、群馬県が発注する建設工事関連業務(以下「業務」という。)に係る競争入札において最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象とする業務(以下「対象業務」という。)は、次に掲げる業務とする。

(1)測量業務

(2)建築関係の建設コンサルタント業務

(3)土木関係の建設コンサルタント業務

(4)地質調査業務

(5)補償関係コンサルタント業務

(6)その他業務

ア 建設工事関連業務のうち以上の(1)から(5)の各号に該当しない業務

イ 建設工事関連維持管理業務(ただし、建設工事の積算体系に準拠している業務)

2 契約担当者(群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。)は、特別な場合を除き、対象業務のうち、適当と判断したものについて最低制限価格制度を適用する。

(最低制限価格)

第3条 契約担当者は、前条の対象業務を発注するときは最低制限価格を定める。

2 前項の最低制限価格は、以下(1)から(6)の各号に掲げる対象業務ごとに算出した額とする。

(1)測量業務

①直接測量費の額

②測量調査費の額

③諸経費に 10分の5 を乗じて得た額

(2)建築関係の建設コンサルタント業務

①直接人件費の額

②特別経費の額

③技術料等経費に 10分の6 を乗じて得た額

④諸経費に 10分の6 を乗じて得た額

(3)土木関係の建設コンサルタント業務

①直接人件費の額

②直接経費の額

③その他原価に 10分の9 を乗じて得た額

- ④一般管理費等に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (4) 地質調査業務
 - ①直接調査費の額
 - ②間接調査費に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③解析等調査業務費に 10 分の 8 を乗じて得た額
 - ④諸経費に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (5) 補償関係コンサルタント業務
 - ①直接人件費の額
 - ②直接経費の額
 - ③その他原価に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ④一般管理費等に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (6) その他業務
 - ア 建設工事関連業務のうち以上の(1)から(5)の各号に該当しない業務
以上の(1)から(5)の各号のうち積算体系が該当する業務に準じて算出した額
 - イ 建設工事関連維持管理業務
 - ①直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 - ②共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ④一般管理費等に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

なお、(1) 測量業務の最低制限価格は、予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.2 を乗じて得た額とするとともに、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

(2) ・ (3) ・ (5) の各コンサルタント業務の最低制限価格は、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.1 を乗じて得た額とするとともに、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

(4) 地質調査業務の最低制限価格は、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合には 10 分の 8.5 を乗じて得た額とするとともに、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合には 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

(6) その他業務イ建設工事関連維持管理業務の最低制限価格は、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合には 10 分の 9.2 を乗じて得た額とするとともに、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合には 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

また、複数の対象業務を一の業務として複合して積算している場合（以下「複合業務」という）には、個々の対象業務ごとに最低制限価格を算出

し、それらの額の合計額を当該複合業務の最低制限価格とする。

- 3 契約担当者は、特別な理由がある場合は、前項の算定方法にかかわらず、予定価格に10分の6から10分の8.1（前項（1）測量業務については10分の6から10分の8.2、（4）地質調査業務については3分の2から10分の8.5、（6）その他業務イ 建設工事関連維持管理業務については10分の7.5から10分の9.2）を乗じた額の範囲内で対象業務ごとに最低制限価格を設定することができる。
- 4 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を記載した予定価格調書（別記様式）を作成する。
- 5 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは指名通知書又は入札公告等により指名業者又は入札参加者に周知する。

（落札者の決定）

第4条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 最低制限価格制度実施要領は平成27年8月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日以降に入札公告等を行う建設工事関連業務に係る委託契約から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日以降に入札公告等を行う建設工事関連業務に係る委託契約から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日以降に入札公告等を行う建設工事関連業務に係る委託契約から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事関連業務に係る委託契約から適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日以降に入札公告等を行う建設工事関連業務に

係る委託契約から適用する。

別記様式

予定価格調書

入札に付する事項	
予 定 価 格	¥ 消費税及び地方消費税抜価格（参考） ¥
最低制限価格	¥ 消費税及び地方消費税抜価格（参考） ¥

〇〇 年 月 日

契約担当者 職 氏名